

令和8年度「盛岡りんご」都市圏プロモーション業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、「第2期 もりおかの食と農バリューアップ推進戦略（令和7年3月策定）」（以下、「2期戦略」とする。）に基づき実施する令和8年度「盛岡りんご」都市圏プロモーション業務の委託に当たり、最適な者を選定する公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務の概要等

(1) 業務の名称

令和8年度「盛岡りんご」都市圏プロモーション業務委託

(2) 目的及び業務委託内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

(3) 業務委託の期間

契約を締結した日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 業務委託契約の上限額

3,510,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

(1) 実施要項等の配布

盛岡市公式ホームページからのダウンロードによる。

(2) 提案者の資格要件

次に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 直近の国税（法人税、事業税、消費税及び地方消費税等）及び盛岡市税（盛岡市に納税義務がある者に限る。）を滞納していない者であること。

エ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に参与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2項に規定する

暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

※ なお、市は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを岩手県警察本部等に照会する場合があります。

オ 参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、盛岡市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

4 提出書類等

次に掲げる書類等を提出すること。

なお、盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録のある者においては、次に掲げる(2)から(8)までの書類は提出不要とする。

1	参加申込に係る書類 ※各1部	
	提出書類等	様式番号
(1)	公募型プロポーザル参加申込書	様式第1号
(2)	暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書	様式第2号
(3)	委任状 ※1 ※代表者が、支店長、営業所長等、特定の者に公募型プロポーザルの参加申込及び企画提案に関する権限を委任する場合は提出すること。	様式第3号
(4)	法人登記 履歴事項全部証明書【写し可】 ※2	
(5)	使用印鑑の印鑑証明書【原本】 ※1、2	
(6)	国税の納税証明書(その3の3または、その3の2)【写し可】 ※2	
(7)	盛岡市税の納税証明書【写し可】 ※2	
(8)	役員の一覧表	様式第4号

※1 社印等の権限を有する方を特定できない印は使用できません。

※2 申請書提出日の直前3カ月以内に発行されたもの。

2	企画提案書類		
	提出書類等	様式等	提出部数
(9)	公募型プロポーザル企画提案申込書	様式第5号	1部
(10)	組織等に関する調書 ※必要に応じて、会社の設立の趣旨や事業概要を示したパンフレット等を添付してください。	様式第6号	6部

2	企画提案書類		
	提出書類等	様式等	提出部数
(11)	企画提案書・業務計画書	様式第7号及び別紙も含む	各6部
(12)	事業予算書 項目、数量、単価等、具体的な積算内訳を記載すること。	様式第8号	6部
(13)	実績調書 様式第7号に記載した以外の、官公庁又は民間企業における類似業務等の契約実績を記載すること。	様式第9号及び実績の成果物 (3件以内)	各6部
(14)	許認可関係の証明書の写し (提案内容に関係するものがある場合)		6部

5 提案書類等の受付

(1) 募集スケジュール

募集開始	質問 受付期限	参加申込書類 提出期限	企画提案書類 提出期間
令和8年 5月29日(金)	6月11日(木)	6月18日(木)	6月19日(金) ～6月25日(木)

(2) 提出方法

持参、簡易書留、レターパック又はゆうパックでの郵送(必着)による。

(3) 提出先

「10 提出先・問い合わせ先」のとおり。

(4) 質問の受付及び回答

ア 提出方法

- ・質問票(様式第10号)により提出すること。
- ・提出方法は電子メールのみとし、件名に業務の名称を含めること。

イ 質問への回答

質問の送信日からおおむね3日以内(土・日・祝日を除く)に盛岡市公式ホームページに回答を掲載する。ただし、審査に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

6 提案の審査

(1) 審査スケジュール(予定)

提出期限	一次審査 結果通知	最終審査会	最終審査 結果通知
令和8年 6月25日(木)	6月30日(火)	7月3日(金)	7月6日(月)

(2) 審査方法

ア 一次審査（書類審査）

農林部農政課にて書類審査を実施し、3者以内に選考する。

なお、一次審査の結果は、最終審査に影響を与えない。

イ 最終審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーション及び質問による審査を非公開で実施する。応募者は提出する企画提案書類とは別に、プレゼンテーション審査用の資料を作成し、当日使用することができるが、内容が企画提案書類と乖離することのないように留意すること。

(3) 審査項目

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定する。

ア 業務体制

業務を確実に遂行できる実施体制・プロジェクト管理能力があるか

イ 業務実績

- ・自治体や企業等でのプロモーションの実績があるか
- ・食品・農産物・地域ブランドに係るプロモーション実績があるか

ウ 実施方針

業務目的（認知度向上・ふるさと納税寄附額増加）を理解しており、目的達成への貢献が期待されるか

エ 企画提案の内容

- ・ターゲット設定及びブランドコンセプト（「ここは、りんごが喜ぶところ。」）の理解・活用
- ・現地企画の具体性・独自性・ふるさと納税への誘導戦略
- ・ブランドブック・広告の企画内容
- ・効果測定・次年度に向けた改善提案が期待できるか

オ 費用対効果

予算配分の妥当性と高い費用対効果が期待できるか

(4) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表する。

(5) その他

提案された書類について、不明瞭な点がある場合は、審査に先立ち市から確認を行う場合がある。

7 委託契約の締結

契約締結方法は随意契約とし、審査により選定された第1順位者から見積書を徴収して契約書を作成する。

なお、契約の内容となる仕様書は、第1順位者が提出した企画提案書等を基に作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提案内容を一部変更

した上で、仕様書を作成することがある。この場合において、第1順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。また、本業務の実施結果を踏まえ、次年度以降も同一事業者との契約を検討する場合がある。

8 失格事項

(1) 参加事業者の行為に関する事項

- ア 本プロポーザルの手続きの過程で「3（2）参加資格要件」に抵触することが明らかになったとき。
- イ 企画提案書等の審査に出席しなかったとき。
- ウ 次のいずれかの行為をしたとき。
 - ・審査委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。
 - ・他の参加事業者と応募内容又はその意図について相談すること。
 - ・優先交渉権者の選定終了までに、他の参加事業者に対して応募内容を意図的に開示すること。
- エ 本市が不適格と認めたとき。

9 留意事項等

- (1) 応募書類等の作成、提出、審査への参加等、提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。

なお、提出された書類等は、盛岡市情報公開条例に基づき、開示等を実施する場合がある。
- (3) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。

10 提出先・問い合わせ先

盛岡市農林部農政課食農推進係

所在地：〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市若園町分庁舎4階

電話：019-626-2270

ファクス：019-653-2831

電子メール：nosei@city.morioka.iwate.jp